

第6章

計画の推進と 進行管理

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第1節 計画の推進体制

本計画の目標達成に向けた取組を着実に実行するため、市民・事業者・行政が協働し、下記の推進体制で取り組みます。

また、本計画に基づく施策や取組の実施状況を把握・評価し、今後の取組に活用します。

1-1 市民・事業者（町内会、市民団体、NPOを含む）

市民（環境衛生自治推進協会、自治会・町内会、市民団体、NPO、エコマイスター、環境マイレージ取得者など）及び事業者（藤枝市環境保全協議会、エコアクション21取得事業者など）において、本計画の「第4章 目標達成に向けた方針と取組」で示された取組事例の実践に加え、環境活動レポートやウェブサイト、広報などに公表される本計画の進行管理結果に目を通し、必要に応じて意見を述べます。

1-2 行政

■行政経営会議（環境推進本部会議）

計画に関する策定方針並びに計画案の確定までの各段階の意志決定及び進行管理を行います。

また、計画に基づく政策の推進に関する決定及び環境関連施策の調整・協議・決定を行います。

■環境行動推進会議

各部局内の環境マネジメントの実務者である課長職（エコアップマネージャー）で組織し、環境関連事業・施策に関する進行管理を行います。

■各部局

計画に基づく事業・取組を実施するとともに、進捗状況の把握、状況に応じた見直しを行います。

■事務局（環境政策課）

計画の進捗状況や目標の達成状況の把握、関連情報の提供など環境基本計画全体の進行管理を行います。

1-3 藤枝市環境審議会

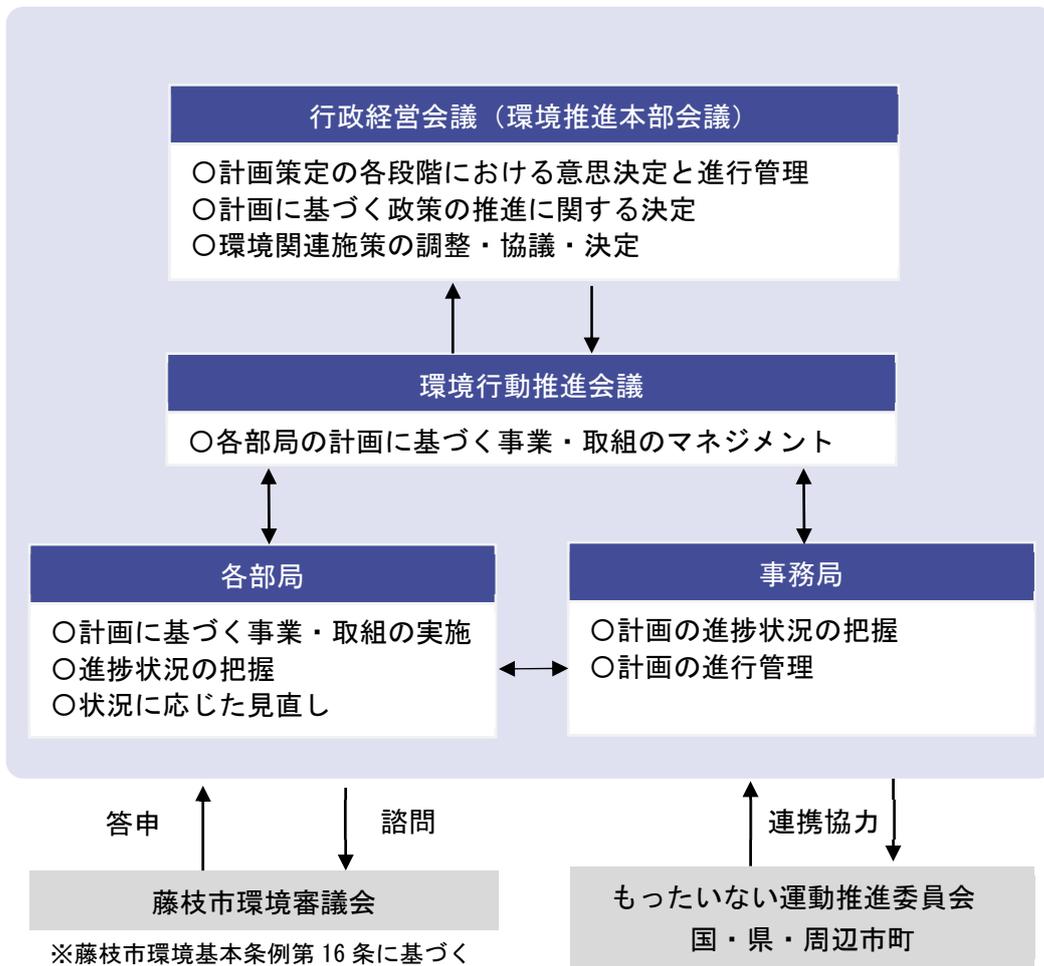
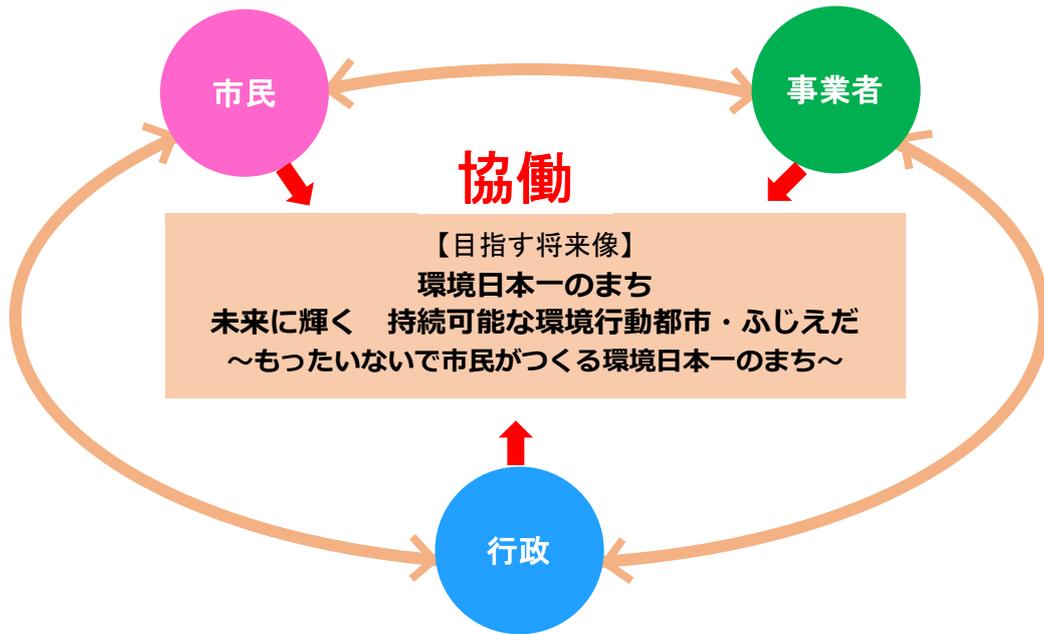
「藤枝市環境基本条例」第16条の規定に基づいて設置され、市長の諮問に応じ、環境の保全及び創造に関する基本的事項について調査・審議します。学識経験者及び関係行政機関職員で構成されます。

1-4 もったいない運動推進委員会

市民代表・市民団体・事業者代表・事業者団体・行政で組織し、もったいない運動を協働で行う事業について意見交換や調整を行います。

1-5 国・県・周辺市町

環境問題は、国や県、周辺市町と連携して広域にわたる取組が必要となります。こうした施策については、関係行政機関と十分な連携を図りながら対応します。



計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

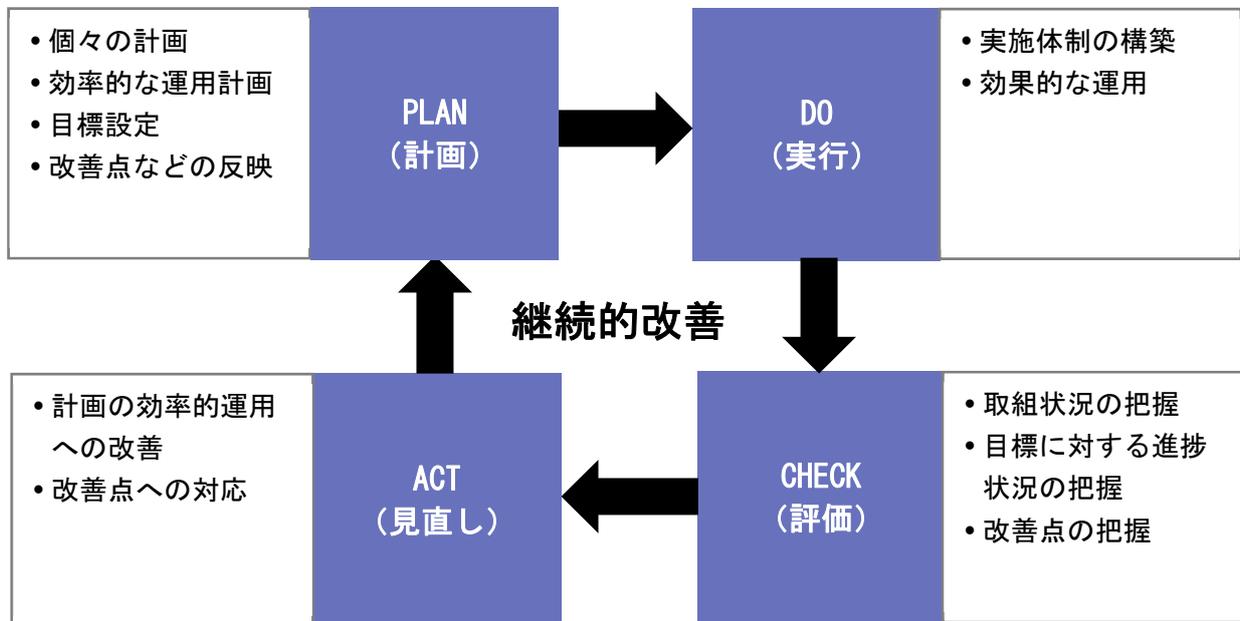
■PDCA サイクルによる管理

本計画の進行管理は、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（評価）、ACT（見直し）のPDCAサイクルを用いて、計画を継続的に改善・管理します。このPDCAサイクルを用いた管理システムには、事務事業に伴う環境負荷の低減や事業効率の向上などのメリットがあり、事業の継続的な推進を図ることができます。

藤枝市役所では、2008（平成20）年3月から継続してエコアクション21の認証を受けており、環境省策定のガイドラインに則った効率的かつ効果的な管理を行います。

■結果の公表

計画の進捗状況を把握し、環境指標による評価を行います。その結果は毎年、環境審議会に報告後、公表します。



計画の推進体制